

〔問 3〕 労働基準法に定める労働時間等に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 労働基準法第 38 条の 2 の規定によれば、労働者が労働時間の全部又は一部について事業場外で業務に従事した場合において、労働時間を算定し難いときは、原則として所定労働時間労働したものとみなされるが、当該業務を遂行するためには通常所定労働時間を超えて労働することが必要となる場合においては、当該業務に関しては、当該業務の遂行に通常必要とされる時間労働したものとみなされる。この場合において、当該業務に関し、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定があるときは、その協定で定める時間が、当該業務の遂行に通常必要とされる時間とされる。
- B 産前産後休業に関する労働基準法第 65 条でいう「出産」とは、妊娠 4 か月以上(1 か月は、28 日として計算する。)の分娩(生産のみならず死産をも含む。)をいうとされているところから、使用者は、妊娠 100 日目の女性が分娩した場合については、同条に規定する産後休業を与えなければならない。
- C 使用者は、労働基準法第 15 条(労働条件の明示)の規定に基づき、労働契約の締結に際し、労働者に対して、「所定労働時間を超える労働の有無」及び「所定労働日以外の日での労働の有無」について、書面の交付により明示しなければならないこととされている。
- D 出張中の休日は、その日に旅行する等の場合であっても、旅行中における物品の監視等別段の指示がある場合のほかは、その日が労働基準法第 35 条の休日に該当するときであっても、休日労働として取り扱わなくても差し支えないこととされている。
- E 使用者は、物品の販売の事業のうち常時 10 人未満の労働者を使用するものについては、労働基準法第 32 条の規定にかかわらず、1 週間について 44 時間、1 日について 8 時間まで労働させることができる。

第38回(平成18年度)社会保険労務士試験の合格基準及び正答

1 合格基準及び配点

(1) 合格基準	本年度の合格基準は、次の 2 つの条件を満たした者を合格とする。														
	① 選択式試験は、総得点22点以上かつ各科目 3 点以上（ただし、労基法及び安衛法、労災保険法、雇用保険法、社保一般常識、厚生年金保険法は 2 点以上）である者														
(2) 配点	② 択一式試験は、総得点41点以上かつ各科目 4 点以上（ただし、労基法及び安衛法、労働社保一般常識は 3 点以上）である者														
	※ 上記合格基準は、試験の難易度に差が生じたことから、昨年度試験の合格基準を補正したものである。														

2 試験問題の正答

出題形式 試験科目	選択式					択一式									
	A	B	C	D	E	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
労働基準法及び労働安全衛生法	⑫	③	⑧	⑰	⑩	B	A	C	B	B	E	D	B	A	C